

田原市出店促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中小商業及びサービス業の振興を図るため、市内で新たに商業を営もうとする者や、規模拡大を図ろうとする中小企業者等に対する補助金の交付に関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、空き店舗とは、個人又は法人が商業等を目的として建築したもので、過去に営業していた実績があり、現に営業が行われていない市内に存在する店舗物件又は廃業することが決定している店舗物件をいう。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗内のものを除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、市内の空き店舗を賃借し、又は購入して行う、小売業、飲食業、サービス業その他一般の消費者を顧客とする事業又は集客効果を見込む新規出店事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 空き店舗を事務所又は倉庫として使用するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定めるもの
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (4) その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、空き店舗を賃借又は購入して出店する個人又は法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 出店しようとする空き店舗において1年（12月）以上継続して営業することが見込まれ、週3日以上営業を行う者
- (2) 空き店舗の所有者と同一世帯又は生計を一にしない者
- (3) 市内で営業している店舗から対象空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としない者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為を行う、又は行うおそれのある組織の構成員等ではない者
- (6) その他市長が不相当と認める者ではないこと。

(補助率等)

第5条 補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、補助対象経費は別表のとおりとする。ただし、国、県その他の機関から補助金等がある場合は、補助対象経費から当該

補助金等の交付額を控除して算出して得た額を補助対象経費とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田原市空き店舗活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（申請者が個人の場合）
- (2) 定款又はこれに準ずるもの（申請者が法人の場合）
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 開業資金計画書（様式第3号）
- (5) 収支計画書（様式第4号）
- (6) 経費見積書の写し
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 建築設計図書の写し
- (9) 空き店舗の賃貸借契約書又は売買契約書
- (10) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（現に営業が行われており、廃業することが決定している店舗物件の場合）
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、田原市空き店舗活用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の可否を決定するときは、補助対象者から公簿等の閲覧に係る同意を得て、市税の納付状況等を確認するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく田原市空き店舗活用促進事業補助金交付申請変更（中止）届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書又は添付書類の内容に変更（市長が認める軽微なものを除く。）が生じたとき。

(2) 交付決定を受けた事業を中止しようとするとき。

2 工事が予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を報告し、指示を受けるものとする。

3 市長は、第1項の変更届の提出があった場合は、補助金の交付決定を変更又は中止することができる。

4 前項の規定により補助金の交付の変更又は中止を決定したときは、田原市空き店舗

活用促進事業補助金交付決定変更（中止）通知書（様式第7号）により通知する。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、田原市空き店舗活用促進事業完了実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 当該補助金交付決定通知又は交付決定変更通知の写し
- (2) 改装に係る契約書等の写し
- (3) 改装に要した経費を証する領収書の写し
- (4) 工事施工の記録写真
- (5) 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市空き店舗活用促進事業補助金確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 交付決定者は、前条の通知書を受けた日から起算して15日以内に田原市空き店舗活用促進事業補助金請求書（様式第10号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査した上、速やかに補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第12条 交付決定者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の申請により交付を受けたとき。
- (2) 営業開始後1年（12月）を経過しないうちに営業を中止したとき。
- (3) 第8条第1項の届出を行わずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、田原市空き店舗活用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知す

るものとする。

(遅延利息)

第14条 市長は、前条の規定により、補助金の返還を求めた場合で、交付決定者がこれを市長の定める納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息の支払を交付決定者に対し請求するものとする。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助限度額
空き店舗のうち営業部分に係る改装等経費 ・内装工事費 ・外装工事費 ・設備工事費	50万円（6次産業の店舗の場合は60万円）

備考

- 1 算出した額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助金の対象としない。

様式第1号（第6条関係）

田原市出店促進事業補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

㊟

田原市出店促進事業補助金の交付を受けたいので、田原市出店促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、公簿等の閲覧による市税の納付状況等の確認に同意します。

1 事業の概要

事業所名・代表者名	
業種・業態	
事業の目的及び内容 （主な取扱商品又はサービス内容	
開店予定日	年 月

2 空き店舗の概要

所在地 (店舗面積・事業用面積)	
以前の営業が終了してからの経過期間	ヶ月
補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く)見込額	円

※現状復帰に係る経費は、補助対象とはならないので、全額申請者の自己負担となります。

添付書類

- (1) 履歴書(申請者が個人の場合)
- (2) 定款又はこれに準ずるもの(申請者が法人の場合)
- (3) 事業計画書(様式第2号)
- (4) 開業資金計画書(様式第3号)
- (5) 収支計画書(様式第4号)
- (6) 経費見積書の写し
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 建築設計図書の写し
- (9) 空き店舗の賃貸借契約書又は売買契約書
- (10) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し(現に営業が行われており、廃業することが決定している店舗物件の場合)
- (11) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 事業概要

業種（許認可の必要）	あり「 」 ・ なし
店舗名称	
開業の目的、動機	
定休日	あり（週 日 曜日） ・ なし
取扱う商品・サービスの内容、販売方法 （具体的に）	
セールスポイント	

2 経営プラン

販売促進・広告宣伝方法	
競合店との差別化 （独自性、競合店情報の把握）	

開業資金計画書

店舗名（ ）

必要な資金		金額	金額 (税抜)	調達の方法	金額
設備資金	改装等経費				
	補助対象経費計				
	その他経費				
運転資金					
合計				合計	

※設備資金の欄には、開業に係る改装費・保証金・備品購入費等を記入し、その内訳も記入してください。

※運転資金の欄には商品仕入額、経費支払額等を記入し、その内訳も記入してください。

※調達の方法の欄には、自己資金・借入金（借入先及び利率も明記する）・補助金等を記入し、その内訳も記入してください。

様式第4号（第6条関係）

収支計画書

店舗名（ ）

		月平均額	期間合計額 (年 月～ 年 月)	売上高、売上原価（仕入高）、 経費を計算した根拠
売上高①		万円	万円	
売上原価② (仕入高)		万円	万円	
経費③	人件費	万円	万円	
	店舗賃借料	万円	万円	
	その他経費	万円	万円	
利益①－②－③		万円	万円	

※1年間の計画を記入してください。

様式第5号（第7条関係）

田原市出店促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった田原市出店促進事業補助金の交付については、田原市出店促進事業補助金交付要綱第7条の規定により決定したので、次のとおり通知します。

1 交付する

店舗名	
店舗所在地	
交付決定額	円

2 交付しない

理由	
----	--

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容は、補助金交付申請書に記載されているものとする。
- (2) 補助事業の計画を変更又は中止するときは、必ず市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は遂行が困難な場合は、市長に対してその理由を速やかに報告し、指示を受けること。
- (4) 補助事業が完了したとき（補助事業を中止するときを含む。）は、速やかに補助金交付実績報告書を提出すること。
- (5) 補助金の条件に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定を遵守すること。

様式第 6 号(第 8 条関係)

田原市出店促進事業補助金交付申請変更(中止)届

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 田商第 号で補助金の交付決定を受けた田原市出店促進事業補助金交付申請の内容を下記のとおり変更したいので、田原市出店促進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

店舗名		
店舗所在地		
変更・中止の別	変更 ・ 中止	
変更・中止年月日	年 月 日	
変更・中止の理由		
変更の場合	変更事項	
	変更前	
	変更後	

※交付申請書の添付書類で変更があるものは添付すること

第 7 号（第 8 条関係）

田原市出店促進事業補助金交付決定変更（中止）通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで届のあった交付申請の内容の変更について、田原市出店促進事業補助金交付要綱第 8 条第 4 項の規定により、変更（中止）決定したので、次のとおり通知します。

店舗名	
店舗所在地	
変更・中止の別	変更 ・ 中止
変更・中止年月日	年 月 日
変更事項 (変更の場合)	

第 8 号(第 9 条関係)

田原市出店促進事業補助金完了実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 田商第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了しましたので、田原市出店促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

店舗名	
店舗所在地	
営業開始日	年 月 日
交付決定額	円

○添付書類

- (1) 当該補助金交付決定(変更承認)通知の写し
- (2) 改装に係る契約書等の写し
- (3) 改装に要した経費を証する領収書の写し
- (4) 工事施工の記録写真
- (5) 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

田原市出店促進事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった田原市出店促進事業補助金の交付については、次のとおり確定したので、田原市出店促進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助金額	円
店舗名	
店舗所在地	
建物等の概要	
交付の条件	年 月 日付けによる交付決定通知書に記載のとおり

備考

- (1) 田原市出店促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この要綱の規定に違反した場合、補助金の使途が適正でない場合は、この決定の取消しにより市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- (3) この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

様式第10号(第11条関係)

田原市出店促進事業
補助金請求書

金	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付け 第 号で補助金額の確定通知を受けた下記該当のもの。

記

補助事業区分	田原市出店促進事業
--------	-----------

振込先金融 機 関	金融機関名	銀行 信用金庫 本店 信用組合 農協 支店
	預金の種類 及び番号	普通 預金 口座番号 当座
	口座名	

(注) 口座名はカタカナで記入し、濁点、半濁点は1字として計算して下さい。

上記金額を請求します。

年 月 日

田原市長

殿

申請者 住所
氏名

印

様式第11号（第13条関係）

田原市出店促進事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

下記の田原市出店促進事業補助金の交付決定について、田原市出店促進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり取り消しましたので通知します。

店舗名	
店舗所在地	
交付決定額	円
交付決定通知	年 月 日 第 号
取消年月日	年 月 日
取消内容	
取消理由	